(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業

入札説明書

平成18年9月29日

大 阪 府

目次

- 年	八札説明書の位直刊リ	. I
1.	. 入札説明書の定義	. 1
2.	. 入札手続きについて	. 1
3.	. 用語の定義	2
	事業概要	
	. 事業名称	
2.	. 公共施設等の管理者の名称	. 3
3.	. 公共施設等の概要	. 3
	(1) 立地条件	. 3
	(2) 施設概要	. 3
4.	. 事業目的	. 3
5.	業務の概要	. 4
	(1) 施設整備業務	. 4
	(2) 維持管理業務	
6	(2)	
	- 事業期間	
	- 事業知問	
第3	入札に参加する者等に必要な要件	. 7
	. 入札に参加する者の構成等	
2.	. 入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業に共通の資格要件	. 7
3.	. 業務に携わる者に必要な資格	. 9
	(1) 建設業務に携わる者に必要な資格	. 9
	(2) 維持管理業務に携わる者に必要な資格	. 9
4.	. 参加資格要件の確認	10
华 4	入札の手続き等	4.4
	- 八札の子続さ寺	
	・民间争業者の券集及び選走方法	
3.	. 入札手続等	
	(1) 入札説明書等の交付	
	(2) 入札説明会・現地案内の実施	
	(3) 実施設計図書等の閲覧	
	(4) 実施設計図書の有償頒布	
	(5) 入札説明書等に関する質問及び回答公表	
	(6) 入札参加表明書等及びVE提案書の受付	13
	(7) 入札参加資格の確認結果の通知	
	(8) 入札参加資格がないとされた場合の扱い	14
	(9) VE提案審査結果の通知	14
	(10) 入札	14
	(11) 開札	
4.	、	
第5	落札者の決定方法	
	沒利 老小净元 万法	17

1.	審査委員会の設置	17
2.	審査の方法	17
3.	ヒアリングの実施	17
4.	落札者の決定方法	17
5.	入札結果の通知及び公表	17
第6	事業契約に関する事項	18
	基本協定書の締結	
	SPCの設立等	
3.		18
	(1) 事業契約の締結	18
	(2) 契約保証金	18
	、) (3) 落札者が契約をしない場合等の措置	18
第7	(3) 落札者が契約をしない場合等の措置 その他	
		19
1.	その他	19 19
1. 2.	その他対価の支払方法	19 19 19
1. 2.	その他対価の支払方法	19 19 19 19
1. 2. 3. 4.	その他対価の支払方法	19 19 19 19
1. 2. 3. 4. 5.	その他対価の支払方法	19 19 19 19 19
1. 2. 3. 4. 5.	その他対価の支払方法	19 19 19 19 19
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	その他対価の支払方法	19 19 19 19 19 19

第1 入札説明書の位置付け

1. 入札説明書の定義

この入札説明書(以下「本件入札説明書」という。)は、大阪府(以下「府」という。)と箕面市(以下「市」という。)が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)に基づき特定事業に選定した「(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業」(以下「本事業」という。)を実施するPFI事業者の選定に当たり、平成 18 年 2 月 17 日付け入札公告に基づく PFI 事業者選定・入札手続きが不調となったことを受けて、改めて実施する入札手続等について説明を行うものである。

次に示す別添資料は、本事業を実施するための関係書類であり、本件入札説明書と一体のものとし、これらを「本件入札説明書等」と定義する。また、本件入札説明書等に関する質問回答書及び本事業の入札に関し配布する一切の資料は、本件入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(別添資料)

資料1「要求水準書」

資料2「落札者決定基準」

資料3「基本協定書(案)」

資料4「事業契約書(案)」

資料5「VE提案要領」

資料6「様式集及び記載要領」

事業の基本的な考え方については、平成 18 年 2 月 17 日付け入札説明書及び別添資料 (その後の修正を含む。以下「当初入札説明書等」という。)と同様であるが、本件入札にあたって、詳細な条件については一部変更した点もあることから、入札参加者は入札書及び事業 提案書の作成に留意することとする。

なお、当初入札説明書等に関する質問回答書については、本件入札説明書等と一体のものとして同等の効力を有するものとするが、本件入札説明書等及び本件入札説明書等に関する質問回答書の内容と相違がある場合には、本件入札説明書等及び本件入札説明書等に関する質問回答書が優先するものとする。

また、本件入札説明書等と公表済みの実施方針及び実施方針、要求水準書(案)、事業契約書(案)、基本協定書(案)、VE提案要領(案)、実施設計図書に関する質問回答書に相違がある場合には、本件入札説明書等の規定が優先するものとする。本件入札説明書等に記載がない項目については、実施方針及び実施方針、要求水準書(案)、事業契約書(案)、基本協定書(案)、VE提案要領(案)、実施設計図書に関する質問回答書によることとする。

2. 入札手続きについて

本事業を実施する PFI 事業者の選定に当たり実施する民間事業者の募集、評価、選定等の一連の入札手続きについては、府が実施することとする。(府と市の間で『「(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業」の民間事業者の募集等に関する覚書』を締結している。)

3. 用語の定義

本件入札説明書において使用する用語は、次のとおりとする。

PFI事業者

本事業を遂行するために特別目的会社として設立され、事業を遂行する者

SPC (Special Purpose Company = 特別目的会社)

本事業の遂行のみを目的として設立される会社法(平成 17 年法律第 86 号)に定める株式 会社

協力企業

入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、PFI事業者から本事業に係る業務を直接受託し、又は請け負う者

直接協定

PFI事業者による本事業の継続が困難となった場合などに、PFI事業者に融資する金融機関等が、本事業の継続を目的とし、一定の介入を行うことを可能とするために必要事項を定め、府及び市との間で直接締結する協定

第2 事業概要

1. 事業名称

(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業

2. 公共施設等の管理者の名称

大阪府知事 齊藤 房江 箕面市長 藤沢 純一

3. 公共施設等の概要

(1)立地条件

事業予定地		大阪府箕面市上止々呂美、下止々呂美
敷地面積		約 32,500 m ² (幼稚園保育所予定地約 2,000 m ² を含む)
隣接道路		止々呂美東西線(建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路とし
		て平成 18 年 8 月 17 日付けで指定済み)
都市計画	用途地域	第1種中高層住居専用地域
条件	建ぺい率	60%
容積率		200%
その他		水と緑の健康都市特定土地区画整理区域内、水と緑の健康都市地
		区計画区域、第3種高度地区(暫定)、宅地造成工事規制区域内

(2)施設概要

	施設概要	延床面積等
校舎棟	鉄筋コンクリート造 2 階建	6,969 m²
	普通教室 13 クラス、特別教室、管理室	
アリーナ棟	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建	1,482 m²
プール棟	鉄筋コンクリート造2階建	1,046 m²
外構	高学年運動場、低学年運動場、テニスコー	高学年運動場 約 8,800 m ²
	ト、駐車場、緑地等(附帯設備:防球ネット・フ	低学年運動場 約 4,200 ㎡
	ェンス・遊具・砂場その他)	テニスコート 約 1,300 ㎡

4. 事業目的

府は、箕面北部丘陵地区において、特定土地区画整理事業により、周辺の豊かな自然を活かし、世代を超えてだれもが生き生きと暮らせる長寿社会に対応したニュータウン(計画戸数 2,900 戸)を建設する「水と緑の健康都市建設事業」を進めている。現在、第1期エリアにおいて、都市基盤、地区センター、里山等の整備、維持管理、運営及び保留地処分支援業務を対象としたPFI事業(水と緑の健康都市第1期整備等事業)を実施しており、平成 19 年度の整備完了に向けて、手続きを進めている。

一方、市は、止々呂美地区での新しいまちの開発に伴う児童・生徒数の増加に対応して、 水と緑の健康都市内に、小中一貫校としての新設小中学校(止々呂美地区と水と緑の健康 都市を併せた校区)を計画している。

水と緑の健康都市は、「縁」を1つのキーワードとして、「3つの共生 = 多世代共生都市・環境共生都市・地域共生都市」をその開発コンセプトとしているが、新設小中学校は既存の止々呂美地区と新しいまちの保護者や住民が集う、地域コミュニティの場としての役割が期待され

ている。

また、現在の止々呂美小学校・中学校は、同一校舎内にあり、これまでも運動会、文化祭等の学校行事や、総合学習、体験授業などにおいて、小中連携の取り組みが展開されてきたが、これらの止々呂美の良さを継承・発展させ、小中学校が同じ教育観のもとで、児童・生徒を継続して指導することにより教育効果を一層高め、より連続性のある教育活動や児童・生徒指導を可能にすることが、小中一貫校整備のねらいである。

小中一貫校の整備に当たっては、特定土地区画整理事業の施行者である府が、いわゆる「立替施行」により、市に代わって当該施設整備を行うことを、府・市間で合意している。

本事業は、PFI法に基づくPFI事業として、府が実施主体となる施設整備業務、市が実施主体となる維持管理業務を一体的に民間事業者に委ねることで、財政負担の軽減と公共サービスの質的向上を図ることを目的とする。

5. 業務の概要

PFI事業者が行う業務は次のとおりとし、詳細は、別添資料1「要求水準書」による。

(1)施設整備業務

VE(Value Engineering)提案に伴う設計変更業務

建設業務

工事監理業務

PFI事業者は、VE提案に伴う設計変更業務および工事監理業務を、実施設計を担当した 設計者に委託することとする。

設計者:株式会社地域計画建築研究所

(2)維持管理業務

建築物保守管理業務

建築設備保守管理業務

清掃及び外構等維持管理業務

安全管理業務

建築物、建築設備等に係る修繕・更新、大規模修繕業務については、市が別途行うこととし、本事業の業務範囲には含まない。ただし、PFI事業者は事業期間内に大規模修繕が発生しないように努めること。(大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。)

6. 事業方式

PFI事業者が本施設を整備し、府に所有権を移転した後、事業期間中における維持管理業務を行う方式(BTO方式)とする。

7. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から、平成40年3月31日までとする。

事業契約締結	平成 19 年 3 月
V E 提案に伴う設計変更及び建設	平成 19 年 4 月 ~ 平成 20 年 2 月
本施設の引渡し及び所有権の移転	平成 20 年 2 月末
本施設の供用開始	平成 20 年 4 月
維持管理期間	平成 20 年 3 月 ~ 平成 40 年 3 月
	(一部の業務は平成 20年4月より開始)

8. 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業の実施に当たっては、関連する法律等(施行令、施行規則、通達・告示等を含む) を遵守すること。

- 学校教育法
- 建築基準法
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- 下水道法
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 消防法
- 振動規制法
- 水道法
- 水質汚濁防止法
- 騒音規制法
- 大気汚染防止法
- 地方自治法
- 都市計画法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- エネルギーの使用の合理化に関する法律
- 学校保健法
- 宅地造成等規制法
- 大阪府建築基準法施行条例
- 大阪府景観条例
- 大阪府福祉のまちづくり条例
- 大阪府安全なまちづくり条例
- 大阪府自然環境保全条例
- 箕面市まちづくり推進条例
- 箕面市都市景観条例
- 箕面市建築基準法施行条例
- 箕面市水道事業給水条例
- 箕面市下水道条例

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)·同標準詳細図
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)·同標準図
- ◆ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)·同標準図
- 官庁施設の総合耐震計画基準
- 建築工事監理指針
- 電気設備工事監理指針
- 機械設備工事監理指針
- 小学校設置基準
- 小学校施設整備指針
- 中学校設置基準
- 中学校施設整備指針
- 学校環境衛生の基準
 - * その他本事業を行うに当たり必要とされる関係法令、条例及び指針等を含む。

第3 入札に参加する者等に必要な要件

1. 入札に参加する者の構成等

この入札に参加することができる者(以下「入札参加者」という。)は、施設の建設、維持管理その他本事業に関連する業務に携わることを予定する単体企業(以下「入札参加企業」という。) 又は複数の企業で構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)とする。

入札参加グループにおいては、入札参加グループを構成する企業(以下「構成員」という。)の中から代表企業を定めるとともに、入札参加資格確認書類の提出時に代表企業名を明記し、 当該代表企業が入札参加手続きを行うこととする。

入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、落札後に、会社法に定める株式会社としてSPCを設立するとともに、当該SPCに出資を行うものとする。

入札参加者は、入札参加資格審査申請書において、入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業(入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、PFI事業者から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。)が、本事業を実施する上で果たす役割について明らかにすること。

入札参加資格確認後においては、入札参加グループの構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、やむを得ないと府が認めた場合であって、新たに入札参加グループの構成員又は協力企業となる者について、本件入札に参加する者に必要な資格を満たしていることが確認できたときは、代表企業以外の入札参加グループの構成員又は協力企業の変更を認めるものとする。

2. 入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業に共通の資格要件

次の1) ~7)のいずれにも該当しない者であること。

- 1) 成年被後見人
- 2) 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149号)附則第 3条第 3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89号)第 11 条に規定する準禁治産者
- 3)被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- 4) 民法第 17 条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- 5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- 6) 破産者で復権を得ない者
- 7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項 各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。)又はその者を代理人、 支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

大阪府建設工事等指名停止要綱、大阪府物品·委託役務関係指名停止要綱及び箕面市競争入札参加者指名停止要綱による指名停止措置を受けていない者であること。

会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下

「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による 改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整 備に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に 指定する暴力団員が経営する企業若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する企業又はこれらに準ずる者でないこと。

最近2事業年度の法人税(個人にあっては、所得税)、消費税、地方消費税を完納していること。

大阪府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

大阪府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近2事業年度の事業税(所得金額が事業主控除額以下の個人にあっては、都道府県 民税)を完納していること。

本事業に係るアドバイザー業務又は基本設計及び実施設計業務に関与した者(下記の者)又はその者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

- a 株式会社 日建設計
- b 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
- c 弁護士法人 御堂筋法律事務所
- d 株式会社 地域計画建築研究所
- e 株式会社 シーラカンスアンドアソシエイツ

(注)「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

「(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業PFI事業者選定審査委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本面において関連のある者若しくは人事面において関連のある者でないこと。

不法行為等による逮捕、書類送検又は起訴、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)違反による勧告又は告発等、入札参加企業又は入札参加グループの構成員若しくは協力企業としてふさわしくない処分等の措置を受けている者でないこと。

大阪府又は箕面市から損害賠償請求を受けていない者であること。ただし、入札参加資格確認書類の提出期限日までに損害賠償金を納付した場合は、この限りでない。

3. 業務に携わる者に必要な資格

(1)建設業務に携わる者に必要な資格

建設業務に携わる入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業(以下「建設企業」という。)は、次の要件を満たしていること。

建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち本事業において担当する建設工事の種類について、同法第 3 条第 6 項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。

建築一式工事を担当する建設企業は次の 1)から 4)までの要件を満たしていること。ただし、2)から 4)については、複数の建設企業で業務を分担する場合は、そのうちの1者が要件を満たしていること。

- 1) 入札参加資格確認書類の提出期限日までに、建築一式工事について、平成 18 年度大阪府建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格の認定を受けていること。
- 2) 建築一式工事について、入札の日から起算して1年 7 ヶ月前の日以後の日を審査基準日と する建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が 1,200 点以 上の者であること。
- 3) 平成8年4月1日から入札公告までの期間に完了した延床面積4,800 ㎡以上の学校施設建設の実績(元請負人として受注し、かつ、1の契約によりなされたものに限る。)を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績である場合にあっては、当該共同企業体の経営形態は共同施工方式によるものであり、かつ、当該実績を有する者の出資比率が20%以上であるものとする。
- 4) 次のaからcまでの要件を満たす監理技術者(建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)を専任で配置することができること。
- a 一級建築施工管理技士(建設業法第 27 条第 1 項の技術検定に合格した一級建築施工管理技士をいう。以下同じ。)若しくは一級建築士(建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 2 号に規定する一級建築士をいう。以下同じ。)の資格を有する者又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者
- b 3)に掲げる学校施設の建築一式工事の施工の監理の経験を有する者
- c 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の監理技術者資格者証(建築工事業に係るものに限る。)を 有する者

(2)維持管理業務に携わる者に必要な資格

維持管理業務に携わる入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業は、次の要件を満たしていること。

本事業における担当業務を行うに当たって、必要な資格(許可、登録、認定等)を有すること。 本事業における担当業務と同種の業務について、公共施設における2年以上の実務経験を 有すること。

少なくとも1者は、「平成 16 年度~平成 19 年度箕面市入札参加有資格者名簿(物品)」に登録されている者であること。

4. 参加資格要件の確認

参加資格要件の確認基準日は、入札参加資格確認書類提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。

また、落札者決定の日から仮契約が大阪府議会及び箕面市議会の議決により本契約となる日までに落札者となった入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くこととなった場合は、府及び市は仮契約を締結せず又は仮契約の解除を行うことがある。これについては、府及び市は、一切の責めを負わない。ただし、府及び市がやむを得ないと認めた場合は、府及び市の承認を条件として、入札参加グループの構成員(ただし、代表企業を除く)及び協力企業の変更・追加ができるものとする。

第4 入札の手続き等

1. 民間事業者の募集及び選定方法

本件入札は、本事業の実施に係る対価の額及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2) により行うこととし、その旨を大阪府公報に登載し公告する。

なお、本事業はWTO政府調達協定の対象となり、入札手続は「大阪府の物品等又は特定 役務の調達手続きの特例に関する規則」(平成7年大阪府規則第77号)に基づいて実施する。

2. 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、以下のとおりである。

日程	内容
平成 18 年 9 月 29 日(金)	入札公告、入札説明書等の公表
平成 18 年 10 月 3 日 (火)	入札説明会・現地見学会の実施
平成 18 年 10 月 2 日(月)~	入札説明書等に関する第1回質問受付
平成 18 年 10 月 6 日(金)	
平成 18 年 10 月 13 日(金)	入札説明書等に関する第1回質問回答の公表
平成 18 年 10 月 2 日(月)~	入札参加表明書等及びVE提案書の受付
平成 18 年 10 月 20 日(金)	
平成 18 年 10 月 26 日(木)	入札参加資格の確認結果の通知
平成 18 年 10 月 30 日(月)~	入札説明書等に関する第2回質問受付
平成 18 年 10 月 31 日(火)	
平成 18 年 11 月 6 日(月)	VE提案審査結果の通知
平成 18 年 11 月 7 日 (火)	入札説明書等に関する第2回質問回答の公表
平成 18 年 11 月 22 日(水)	入札、提案書の受付
平成 18 年 12 月中旬	落札者の決定
平成 18 年 12 月下旬	基本協定の締結
平成 19 年 1 月中旬	事業仮契約の締結
平成 19 年 3 月 (予定)	契約行為に係る議会の議決・事業契約の締結

3. 入札手続等

(1)入札説明書等の交付

平成 18 年 9 月 29 日(金)に入札公告を行い、本件入札への参加を希望する者に、次の場所において入札説明書等を交付する。(交付は一企業あたり一部とする。)

なお、府のホームページからも入手可能である。

交付期間

入札公告の日から平成 18 年 10 月 19 日(木)まで(土曜、日曜、祝日を除く。)の午前 10 時から正午まで及び午後 1 時 30 分から午後 5 時まで

交付場所

第7.9に記載の窓口担当部署で行う。

(2)入札説明会・現地案内の実施

入札説明書等についての説明会を次のとおり開催する。また、入札説明会の終了後、希望者を対象として現地見学会を行う。

日時

平成 18年 10月 3日(火)午後1時 30分から

場所

入札説明会: 大阪府箕面市箕面2-12-28

大阪府箕面整備事務所

現地見学会:事業計画地

申込期間

平成 18年9月29日(金)から平成18年10月2日(月)午後5時まで(必着)

申込方法

「入札説明会への参加申込書」(別添資料6「様式集及び記載要領」(以下「様式集」という。)様式1)に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出すること。

留意事項

駐車場がないため、公共交通機関を利用すること。

事業計画地への交通手段は府が確保する。また、現地見学会終了後は、阪急池田駅にて解散とする。

説明会当日は入札説明書等の資料を配布しないため、各自持参すること。

(3)実施設計図書等の閲覧

実施設計図書、構造計算書を次のとおり閲覧に供する。なお、今回閲覧に供する実施設計図書、構造計算書は、平成 18年2月17日付け入札公告時に閲覧に供した実施設計図書と同じものである。

閲覧期間

入札公告の日から平成 18 年 10 月 19 日(木)まで(土曜、日曜、祝日を除く。)の午前 10 時から正午まで及び午後 1 時 30 分から午後 5 時まで

閲覧場所

〒562-0001 大阪府箕面市箕面2-12-28

大阪府箕面整備事務所

(4)実施設計図書の有償頒布

希望者に対し、次のとおり実施設計図書の有償頒布を行う。なお、今回頒布を行う実施設計図書は、平成18年2月17日付け入札公告時に頒布した実施設計図書と同じものである。

申込期間

入札公告の日から平成 18 年 10 月 19 日 (木)午後 5 時まで(必着)

申込方法

「実施設計図書購入申込書」(「様式集」様式 4)に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出すること。

なお、「実施設計図書の使用に関する誓約書」(「様式集」様式 5)については、必要事項について記入・押印の上、実施設計図書の頒布日までに、第 7.9 に記載の窓口担当部署まで持参すること。受付は、土曜、日曜、祝日を除〈毎日、午前 10 時から正午まで及び午後 1 時30 分から 5 時までとする。

頒布日時

平成 18年 10月 4日(水)からの頒布の予定であるが、申込者に別途通知する

頒布場所

〒540-0001 大阪市中央区城見 1-4-70 住友生命 OBP プラザビル 15 階株式会社 地域計画建築研究所(担当者:高坂、原田)

TEL:06-6942-5732(代表)

価格

実施設計図書(参考内訳明細書(金抜)を含む) 1部 47,000円(消費税込) 実施設計図書と引き換えに現金にて支払うこと。

(5)入札説明書等に関する質問及び回答公表

入札説明書等に記載の内容に関して、次の要領により質問の受付及び回答の公表を行う。

受付期間

第1回:平成18年10月2日(月)~平成18年10月6日(金)午後5時まで(必着)第2回:平成18年10月30日(月)~平成18年10月31日(火)午後5時まで(必着)

提出方法

原則として電子メールの方法によることとするが、持参、郵送の方法によることも可とする。ただし、電話その他の方法での受付は行わない。

質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書提出届」「入札説明書等に関する質問書」(「様式集」様式 2,3)に記入の上、電子メールの場合はファイル添付にて送信することとし、持参又は郵送の場合は、作成したファイルをフロッピーディスクに保存して提出すること。

提出先

第7.9に記載の窓口担当部署に同じ。

回答の公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると府が認めるものを除き、府のホームページへの掲載により公表する。

なお、VE提案内容に関する質問に関しては、質問者の技術、ノウハウ等に関連する部分が多く質問者の権利、競争上の地位等を害する恐れがあることから、質問者に対して個別に回答を行い非公開とする。

第1回:平成18年10月13日(金)

ただし、入札参加者が参加資格確認申請書を作成するにあたって必要とされる質問については、回答期限前に回答を公表する。

第2回:平成18年11月7日(火)

(6)入札参加表明書等及びVE提案書の受付

本件入札に参加を希望する者は、入札参加表明書及び入札参加資格確認書類を提出し、 入札参加資格の確認を受けること。なお、期限までに入札参加表明書等を提出しない者及び 入札参加資格があると認められなかった者は、本件入札に参加することができない。

また、VE提案を行う場合は、入札参加表明書等と同時にVE提案書を提出すること。VE提案についての詳細は、別添資料 5「VE提案要領」を参照すること。

受付期間

平成 18 年 10 月 2 日(月)から平成 18 年 10 月 19 日(木)まで(土曜、日曜、祝日を除く。) の午前 10 時から正午まで及び午後 1 時 30 分から午後 5 時まで、平成 18 年 10 月 20 日(金)の午前 10 時から正午まで。郵送で提出する場合は、書留郵便又は配達証明郵便とし平成 18 年 10 月 20 日(金)正午に必着とすること。

提出先

第7.9に記載の窓口担当部署に同じ。

提出方法

様式集に定めるところに従い作成し、提出先へ持参又は郵送により提出すること。電子メール等による申請は受け付けない。

(7)入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認の結果は、書面により次のとおり、入札に参加した全ての入札参加企業又は入札参加グループの代表企業に個別に通知するので、第 7.9 に記載の窓口担当部署まで受け取りに来ること。

日時

平成 18年 10月 26日(木) 午後 1 時 30 分から午後 5 時まで

通知場所

第7.9に記載の窓口担当部署に同じ。

(8)入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格がないとされた者は、その理由について書面により次のとおり説明を求めることができる。

受付期間

平成 18 年 10 月 27 日(金)から平成 18 年 11 月 2 日(木)まで(土曜、日曜、祝日を除く。) の午前 10 時から正午まで及び午後 1 時 30 分から午後 5 時まで。

提出先

第7.9に記載の窓口担当部署に同じ。

提出方法

提出先へ持参すること。郵便、電子メール等による申請は受け付けない。

回答

府は説明を求められたときは、平成 18 年 11 月 7 日(火)までに説明を求めた者に書面により回答する。

(9) V E提案審査結果の通知

VE提案審査の結果は、平成 18 年 11 月 6 日(月)までに、VE提案を提出した全ての入札 参加企業又は入札参加グループの代表企業に対して書面により通知する。

(10) 入札

入札参加者は、入札書及び事業提案書(以下「入札書等」という。)を次のとおり、持参又は郵送(書類書留に限る。)により提出すること。FAX、電子メール等の電送によるものは受付けない。

提出日

平成 18年 11月 22日 (水)午後 2時

郵送で提出する場合は、書留郵便又は配達証明郵便とし同日の午前 11 時必着とすること。

提出場所

大阪府箕面整備事務所 入札室

大阪府箕面市箕面2-12-28

ただし、郵送による場合は、第7.9に記載の窓口担当部署まで郵送すること。

提出部数

入札に関する提出書類 : 1部

事業提案書関係提出書類 : 25 部(正 1 部、副 24 部)

入札書等の作成方法等

入札書等は、様式集に従い作成すること。

入札保証金

免除とする。

ただし、落札者及び落札者となった者が設立するPFI事業者の都合により、PFI事業者が事業契約を締結しないとき、又は落札者の責めに帰すべき事由により、本事業の入札行為に関して落札者が遵守すべき義務の違反があり、当該違反を理由として事業契約が締結されなかったときは、落札者は、落札価格の100分の2に相当する金額を違約金として府及び市に納付しなければならない。

(11) 開札

開札は、原則として入札参加者全員の立会いの下で行う。なお、開札の結果予定価格を上回る入札をした者は、失格とする。なお、開札の場で入札価格の公表は行わない。

日時

平成 18年 11月 22日(水)午後 2時から

場所

(10)の の提出場所に同じ。

4. 入札にあたっての留意事項

入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書等の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

費用負担等

入札書等の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、入札書等の提出期限までに入札書等を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若

しくは取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

入札の中止・延期

入札が公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1) 入札参加資格がない者がした入札
- 2) 委任状を持参しない代理人による入札
- 3) 代表企業以外の者による入札
- 4) 入札書等に虚偽の記載をした者による入札
- 5) 記名押印のない入札書による入札
- 6) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- 7) 入札参加者及びその代理人のした2以上の入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

本事業に関する提案内容を記載した提案書の取扱い

1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表及びその他府及び市が必要と認めるときは、府及び市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

3) 府及び市からの提示資料の取扱い

府及び市が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

4) 入札書等の変更禁止

入札書等の変更はできない。ただし、提案書における誤字等の修正についてはこの限りでない。

使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

第5 落札者の決定方法

1. 審査委員会の設置

落札者の選定にあたっては、学識経験者の意見を踏まえ、公正かつ客観的に行うため、「(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業PFI事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)により審査するものとする。審査委員会の委員は次のとおりとする。

(敬称略)

委員長	山下 和久	大阪府立大学経済学部 教授
委員	相良 和伸	大阪大学大学院工学研究科 教授
	世羅 徹	監査法人トーマッ シニアマネジャー
	高田 光雄	京都大学大学院工学研究科 教授
	花田 佳明	神戸芸術工科大学環境・建築デザイン学科 教授

2. 審査の方法

別添資料 2「落札者決定基準」による。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著し〈不適当であると認められるときは、その者を評価対象者から除外する。

3. ヒアリングの実施

提案内容の説明を求める必要がある場合は、入札参加者にヒアリングを行うことがある。なお、その場合の詳細な日時等については、別途、入札参加者に対して通知するものとする。

4. 落札者の決定方法

審査委員会は、総合評価審査の基準をもとに審査を行ない、その審査結果の得点が最も 高い提案を最優秀提案として選定する。府は、この審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者 を決定する。

5. 入札結果の通知及び公表

府は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して入札結果を通知するとともに、府のホームページへの掲載等により入札結果を公表する。

第6 事業契約に関する事項

1. 基本協定書の締結

落札者は、落札者決定後 14 日以内に府及び市と別添資料 3「基本協定書(案)」に基づいた基本協定を締結しなければならない。

2. SPCの設立等

落札者は、本事業を実施するため、事業契約締結時までにPFI事業者となるSPCを設立し、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、SPCに対して出資するものとする。なお、出資に関する詳細については、別添資料 3「基本協定書(案)」を参照のこと。参加企業又は参加グループの構成員は、事業期間中、当該SPCの株式を保有すること。

3. 事業契約の締結

(1)事業契約の締結

PFI事業者は、平成 19 年 1 月 19 日(金)までに、府及び市を相手方として、別添資料 4「事業契約書(案)」に基づいた事業契約を締結しなければならない。なお、当該事業契約は仮契約であり、大阪府議会及び箕面市議会の議決をもって本契約となるものである。ただし、落札者決定の日から仮契約が議会の議決により本契約となる日までに落札者が入札に参加する者に必要な要件を満たさなくなった場合は、仮契約を締結せず又は仮契約の解除を行うことがある。これについて、府及び市は、一切の責めを負わない。

(2)契約保証金

施設整備費(ただし、割賦金利相当額を除く。)の 100 分の 10 以上について、納付すること。ただし、有価証券等の提供又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

なお、履行保証保険については、契約締結日から施設引渡し日までを期間として、府を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後速やかに当該履行保証保険契約の保険証券を府に提出するものとする。なお、PFI事業者を被保険者とする履行保証保険契約を建設企業が締結する場合は、PFI事業者の負担により、その保険金額請求権に事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を府のために設定するものとする。

(3)落札者が契約をしない場合等の措置

落札者が契約を締結しないときには、落札者決定基準による総合評価の得点の高い者から契約の交渉を行うことがある。

第7 その他

1. 対価の支払方法

別添資料 4「事業契約書(案) 別紙 8」による。

2. 建設工事保険等付保の要否

別添資料 4「事業契約書(案) 別紙 11 の 1」による。

3. 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができるものとする。この場合、様式集に定める「入札辞退届」を第7.9に記載の窓口担当部署まで提出すること。

4. 随意契約の予定の有無

本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定はない。

5. 苦情申立て

本手続きにおける入札参加資格の確認その他の手続きに不服のある者は、大阪府政府調達苦情検討委員会に文書により申し立てを行うことができる。

連絡先

大阪市中央区大手前二丁目大阪府庁本館1階(電話(06)6941-0351 内線 2071) 大阪府出納局会計指導課検査指導第一グループ

6. 予定価格の公表

平成 18年 10月中に予定価格の公表を予定している。

7. 工事監理費

平成 18 年 10 月中に工事監理費の公表を予定している。入札時には入札金額に含めること。

8. 直接協定の締結

府及び市は、事業の継続を図るために事業及び資産の処理等について直接交渉することを約した直接協定を、PFI事業者に資金提供を行う金融機関等との間で締結する場合がある。

9. 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先(窓口担当部署)

大阪府箕面整備事務所 企画グループ(担当者:黒川、宮脇)

〒562-0001 大阪府箕面市箕面2-12-28

電話:072-722-9997 FAX:072-722-0004 電子メールアドレス: minojimusho@sbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府箕面整備事務所ホームページアドレス

http://www.pref.osaka.jp/minoh/index.html